

フロン類を使用した製品は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に規定する第一種特定製品に該当しており、簡易点検の実施が義務づけられています。

3か月に1回以上、次の簡易点検要領に従って点検を実施してください。簡易点検の結果は、記録して機器を廃棄した後も3年間保存してください。

点検は安全に実施できる範囲で行い、不具合が確認された場合は、販売店または当社事業所までご連絡ください。

会社・機関名		設置場所・部屋名	
機器型式		製造番号	
冷凍機出力 (kW)		冷媒種類・封入量	

簡易点検要領

点検日 (年月日)				
点検実施者氏名				
点検項目	異常なし○ 要修理×			
① 機器の底部または周辺からの異音、異常振動				
② 機器の底部または周辺の油のにじみ				
③ 設定温度を室温以下にした際の機器の表示温度または冷えの確認				

結果「×」の時は、修理または調整が必要です。販売店または当社事業所までご連絡ください。